

横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等
リニューアル業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和5年9月

大磯町町民福祉部福祉課 障がい福祉係

・・・目次・・・

1	概要	2
2	参加資格	2
3	スケジュール	3
4	担当課	4
5	現地見学会	4
6	参加申込み	5
7	質疑・回答	5
8	企画提案書の提出	5
9	審査の実施	7
10	審査結果の通知	9
11	選定・契約	9
12	その他	9

1 概要

(1) 名称

横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託

(2) 目的

本業務は、横溝千鶴子記念障害福祉センターについて、地域の方々との交流の拠点としてより一層活用され、共生社会の推進に資するものとなるよう機能強化を図るため、次に示すとおり施設の一部リニューアルを行うものである。

(3) 対象施設

神奈川県中郡大磯町国府本郷1196番地

横溝千鶴子記念障害福祉センター 現「食堂兼作業室」（出入口等の周縁部を含む）

(4) 業務内容

別添「横溝千鶴子記念障害福祉センター食堂等リニューアル業務委託仕様書」のとおり

(5) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

ただし、内装工事に関しては、令和6年3月8日（金）までに完了させること。（什器類の搬入・設置については、この限りではない。）

(6) 見積上限額

11,440,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、この上限額は、契約金額の上限を示すものであり、町とこの金額で契約を約束するものではない。

2 参加資格

(1) 事業者、又は共同事業体に共通する参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、法人格を有し、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

ア かながわ電子入札共同システムによる令和5年度大磯町競争入札参加資格の認定を受けていること。

イ 大磯町一般競争入札参加資格において「デザイン製作委託」、「内装仕上」及び「什器」の登録があること。

ウ 過去5か年（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）の間に、カフェ等の飲食サービスを提供する空間に係る設計及び施工の実績を有すること。

エ 本要項公表の日から受託候補者の特定の日までに間に、当町から入札参加資格停止措置を受けていないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- カ 本件応募に当たり当町に提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - キ 直近の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ク 大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第2号から第5号までに規定する者又はこれらの者と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
 - ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。
- (2) 共同事業体の構成員に関する参加資格要件
- 共同事業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の事項を全て満たす者であること。
- ア 共同事業体にあつては代表者を定め、参加意思表明書(様式3)において明らかにするとともに、当該代表者が応募手続きを行うこと。
 - イ 各構成員の氏名又は名称及び責任の範囲を明らかにすること。
 - ウ 構成員は、他の共同事業体の構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加することができない。
- (3) 業務別の参加要件
- 事業者、又は構成員のうち、設計業務及び施工業務を行う者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とする。
- ア 設計業務に係る要件
 - 設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
 - (イ) 建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
 - イ 施工業務に係る要件
 - 施工業務を行う代表者は、建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。

3 スケジュール

本業務に係る公募・選定・実施スケジュールは下表のとおりとする。

令和5年9月19日	募集要項等の公表
令和5年9月25日	現地見学会申込み提出期限
令和5年9月26日	現地見学会
令和5年9月29日	参加申込書及び質問書の提出期限
令和5年10月3日	質問回答予定日
令和5年10月11日	企画提案書の提出期限
令和5年10月20日	プレゼンテーション審査の実施
令和5年10月25日	審査結果の通知

令和5年10月末～11月初旬	契約締結→業務着手
令和5年12月末頃	設計内容の確定（※左記期日は変更提案可とする）
令和6年3月8日	内装改修の完了（施設引渡）
令和6年3月22日	業務の完了

4 担当課

本件に係る問合せ、申込み、書類提出等の窓口は以下の担当課において行う。

〒259-0111 神奈川県中郡大磯町国府本郷1196番地 大磯町町民福祉部福祉課障がい福祉係 【電話】 0463-73-4530 【電子メール】 s-fukushi@town.oiso.kanagawa.jp ※送受信を電話で確認すること

5 現地見学会

本事業に参加を希望する事業者を対象に、現地見学会を開催する。

(1) 対象施設

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター
神奈川県中郡大磯町国府本郷1196番地

(2) 開催概要

ア 日程

令和5年9月26日（火）10時から16時までの間で、最大1時間程度

イ 見学方法

- (ア) 見学をする際は、当町職員が同行する。
- (イ) 車で来所する場合、当町が指定する場所に駐車すること。

(3) 現地見学会の参加申込み

ア 現地見学会参加申込書（様式1）により、電子メール（ファイル添付）にて申込みを行うこと。提出先は、「4 担当課」に記載のあるメールアドレスとする。また、提出先に電話で到達確認を行うこと。（誤送信等により未着の場合には、現地見学会に参加できないため注意すること。）

イ 申込みは事業者、又は共同事業体ごとに代表者が行うこと。

ウ 申込期間

公表の日から令和5年9月25日（月）12時まで

エ 現地見学会の参加者は6名以内とする。

オ 現地見学の詳細については、申込み終了後に電子メールにより連絡する。

(4) 留意事項

ア 施設敷地内は全面禁煙とする。

- イ 窓口業務等に支障のないよう留意すること。
- ウ 資料等見学に必要なものは各自用意すること。
- エ カメラ等による撮影は可能とする。また、撮影した画像等は本事業以外に使用してはならない。
- オ 現地見学時には、本事業に関する質問への回答は行わないため、質問がある場合は質問受付期間に様式2「質問書」を提出すること。

6 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和5年9月29日(金)17時までに、様式3「参加意思表明書」を提出すること。

なお、申込み後に参加をとりやめる場合には、様式5「辞退届」により届け出る。

7 質疑・回答

質問は、様式2「質問書」により、令和5年9月29日(金)17時まで受け付ける。回答は質問者名を伏せ、質問内容及び回答を大磯町ホームページに掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類について

ア 正本

(ア) 様式3「参加意思表明書」

※「様式3添付書類一覧」に記載された書類も含む。

(イ) 様式4「企画提案書」

※「様式4-1添付書類一覧」に記載された書類も含む。

イ 副本

(ア) 様式4「企画提案書」の様式4-1に記載された書類

ウ 企画提案書について

(ア) A4用紙10ページ相当とする。

(イ) 横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。

(ウ) 様式4-1添付書類一覧ごとにインデックスを付けること。

(エ) 1部ずつファイルに閉じること。(ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については1部ごとに整理番号をつけること。)

(オ) 使用する文字の大きさは10ポイント以上とすること。

(カ) カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。

- (キ) 提出後の記載内容の変更及び差替えは不可とする。ただし、軽微な修正については、当町が認める場合のみ可とする。
- (2) 提出部数
正本1部及び副本10部（副本は複写可） 計11部
- (3) 受付期間
令和5年10月4日（水）から10月11日（水）17時まで
持参による場合の受付時間は、受付期間中の平日（土・日曜日、祝日を除く）午前9時から午後5時までとする。
- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送は提出期間内必着）
郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- (5) 提出先
「4 担当課」のとおり。
- (6) 提出書類の取扱い
- ア 提出された書類は返却しない。また、参加者に無断で本事業の選定以外に使用しない。
- イ 提出された書類は、審査のために複製を作成することがある。また、町が必要と認めた場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として事業者が負う。
- エ 契約事業者は企画提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は、当町と協議し同等の対応を行うこと。
- なお、当町が企画提案書の履行状況が悪質と認める場合は契約を解除し、損害賠償の請求を行うことがある。
- オ 企画提案書の提出は、1事業者、及び共同企業体につき1案とする。
- カ 提出書類について、情報公開請求があった場合は、大磯町情報公開条例（平成9年大磯町条例第13号）に基づき、企画提案書等を公開することがある。
- (7) 法令等の遵守
提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すると。
- なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、契約事業者に属することとする。
- (8) 失格事項
次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- オ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- カ 見積上限金額を超えるとき。
- キ 参加意思表明書の提出期間以後、事業者の特定の日までの手続期間中に指名停止となったとき。
- ク その他、企画提案書の提出に際して不正な行為があったとき、又は本要項に定める手続きによらなかったとき。

(9) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、様式5「辞退届」を提出すること。

9 審査の実施

(1) 選定委員会

事業者の選定は、選定委員会において行う。

(2) 参加資格審査

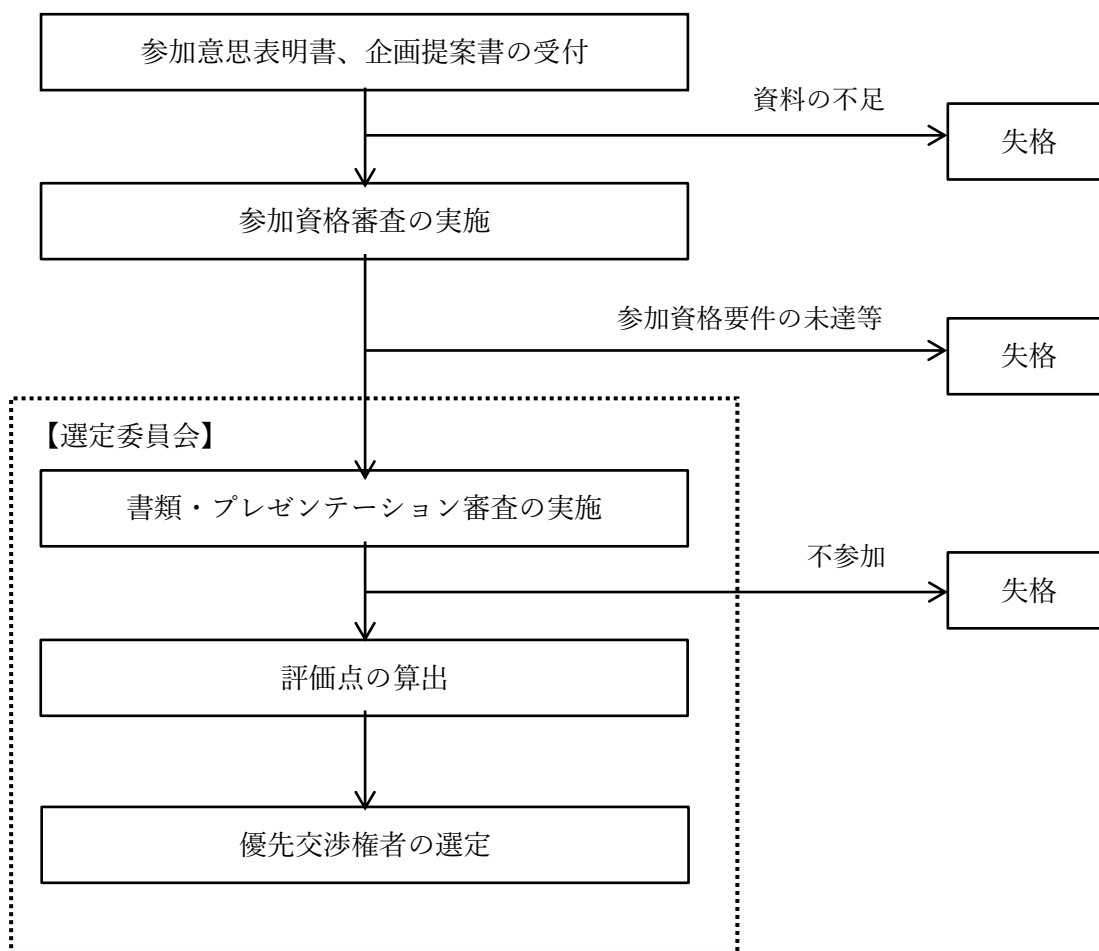
町は、提出された企画提案書を確認し、参加資格要件を有しているか確認する。

(3) 書類・プレゼンテーション審査

参加資格審査を通過した参加者は、書類・プレゼンテーション審査を行う。選定委員会は、提出された企画提案書及びそれに関する質疑内容等について審査評価基準に基づき評価を行う。また、プレゼンテーション審査の際に必要な企画提案書については、事前に提出した部数に追加して用意を依頼する場合がある。

(4) 事業者選定

書類・プレゼンテーション審査により、業務遂行能力、業務計画内容、価格等を総合的に評価し、評価点が最も高い参加者を優先交渉権者として選定する。書類・プレゼンテーション審査に進んだ参加者が1者であった場合には、評価点の合計が満点の60%以上かつ60%以上の評価点を付けた委員が過半数以上いた場合、当該参加者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者選定までの流れは、次のとおりとする。



(5) 日時・場所

令和5年10月20日(金)を予定

時間・場所については、参加資格審査を通過した参加者に個別に通知する。

(6) 進行

企画提案書に基づく参加者からの説明（20分以内）を行った後、質疑応答（20分程度）を行う。プレゼンテーション全体の時間は、参加者につき40分程度とする。

(7) その他

ア プレゼンテーション当日の参加人数は各社4名以内とし、説明者は受託した場合に予想される責任者とする。

イ 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書により行うこと。また、会社名は発言しないこと。

ウ パワーポイントの使用は可とし、スクリーン、プロジェクター、パソコンについては町で用意する。その他、プレゼンテーションに必要な機材等はプレゼンテーションを行う参加者にて用意すること。

エ 参加時に提出した企画提案書の記載内容の変更及び差替えは不可とする。

ただし、軽微な修正については、町が認める場合のみ可とする。

10 審査結果の通知

審査結果は決定後、速やかに文書で通知する。また、町ホームページにて審査結果の公表も行う。

なお、選定の理由、結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。

11 選定・契約

(1) 審査において最上位の評価となった応募者を優先交渉権者とし、当該優先交渉権者が提出した企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、当町の財政当局による入札の手続きを経て、委託金額の範囲内で契約を締結する。この際、企画提案内容を加味して業務仕様の一部を別紙の内容から変更することがある。

(2) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、次に得点の高い参加者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加者と契約を締結する。

ただし、選定委員会が適切な事業者でないと判断した場合は、この限りではない。

12 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等の返却は行わない。また、当町において、選定を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

(3) 提出された企画提案書等にかかる著作権は、それぞれ応募者に帰属するものとする。

なお、第三者の著作物の使用の責は、応募者にすべて帰するものとする。

(4) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

ア 提出した応募者が参加資格を満たさないことが明らかとなった場合

イ 本要項に定めた提出方法、提出場所、提出期限、見積上限額に適合しない場合

ウ 提案内容に虚偽がある場合

(5) 本プロポーザルへの応募を通じて入手した情報（既に公知となっているものを除く。）を本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。

なお、既に公知となっているものについては、情報公開する場合がある。